十	
分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条）
概要	日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、外国において日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国内における外国人又は外国法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条
十一	
分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第十二条）
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

附属書Ⅲ（第十三条関係）　収用

ペルー共和国については、第十三条の規定において用いる「公共の目的」は、国際協定において用いられる用語であり、及びペルー共和国の国内法において異なる用語（例えば、「公共の必要性」、「国家安全保障」）を用いて表現することができる。

附属書Ⅳ（第十三条関係）　収用

両締約国は、第十三条に規定する間接的な収用に関し、次の事項についての理解を共有していることを確認する。

(a)　間接的な収用は、直接的な収用と同等の効果を有する締約国による一又は一連の措置であって、正式な権原の移転又は明白な差押えを伴わないものである。

(b)　締約国による一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(i)　一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(ii)　一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確な及び合理的な期待を害する程度

(iii)　一又は一連の措置の性質（当該措置が無差別的なものであるか否かを含む。）

(c)　正当な公共の福祉のための目的を保護するために締約国が立案し、及び適用する無差別的な措置であって、第十九条1に規定するものは、間接的な収用を構成しない。

注釈　第十九条1の規定には、環境を保護するための措置を含むことが了解される。

外務大臣　岡田　克也

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU
FOR THE PROMOTION, PROTECTION
AND LIBERALISATION OF INVESTMENT

Japan and the Republic of Peru,

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between the two countries;

Intending to further create stable, equitable, favourable and transparent conditions for greater investment by investors of one country in the Area of the other country;

Recognising the growing importance of the progressive liberalisation of investment for stimulating initiative of investors and for promoting prosperity in both countries;

Recognising the importance of observance and fulfilment of the obligations that one country may have entered into with regard to investments and investment activities of investors of the other country;

Recognising that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application;

Recognising the importance of the cooperative relationship between labour and management in promoting investment between both countries;

Wishing that this Agreement will contribute to the strengthening of international cooperation with respect to the development of international rules on foreign investment; and

Believing that this Agreement marks the beginning of new economic partnership between the two countries;

Have agreed as follows:

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement,